

告 示

埼玉県告示第千二百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年九月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバホーム志木店

志木市柏町一丁目九百三十番十三号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定によるその他の意見の概要

（一）交通について

営業時間が午前七時からである。約百人の生徒の登校時刻と重なり、また、午後、来店者が多くなると思われる夕方の時刻にも生徒の下校時刻と重なるため、駐車場の出入口及び搬入車両専用出入口に交通整理員を配置する等安全確保の徹底を図ること。

市道を挟んだ志木市柏町二丁目地域には、住宅地（約六百世帯、約千四百人）が隣接し高齢者や子どもが多く住んでいる。来店及び退店車両が住宅地に進入しないよう、チラシ等の配布や誘導看板等を設置し交通事故防止に努めること。

志木消防署前の交差点に、来店者及び搬入車両が集中することから、対応策を講ずること。

（二）駐車場・駐輪場について

閉店後の駐車場についても、青少年の健全育成の観点から青少年のたまり場にならないよう、警備員の巡回など必要な措置を講ずること。

収容能力が二十台または面積が五百平方メートル以上の駐車場を設置する場合、埼玉県生活環境保全条例により、設置者又は管理者は駐車場の利用者に対し、アイドリング・ストップの実施を周知することが義務づけられているので遵守すること。

現状では、駐輪場二十四台、バイク置き場二十二台の設置になっているが、隣接して住宅地があることから、自転車、バイクでの利用が予想されるので、可能な限り駐輪場の設置台数を増やすこと。

駐輪場の確保等については、住宅地に隣接して建設するような場合は、地

域の特性を考慮し一定の基準を設けるよう、国の指針を抜本的に見直すこと。

駐車場内での利用者の安全を確保するため、交通指導員を配置するなど駐車場内での事故防止に努めること。

(三) 店舗運営について

市道を挟んで住宅地が隣接しているところで午前七時から午後九時までの営業時間を設定しているので、騒音、照明等に十分配慮するとともに近隣住民から騒音などに関する苦情が発生した場合は、誠意をもって対応しその解決にあたること。

(四) 防災対策への協力について

水害発生のおそれがある場合に、地域住民の自動車の退避場所として駐車場敷地の一部利用について協力すること。

市と防災協定を締結し、大規模な災害が発生した場合は、店舗で扱っている範囲の物資の提供について協力すること。

(五) 廃棄物の減量化及び資源化への協力について

事業系ごみについては、許可事業者による適正な処理はもとより、分別を徹底し、ごみの減量化及び資源化に努めること。

市が実施している4R（リフューズ：ごみになるものは断ります リデュース：ごみを減らします リユース：再利用します リサイクル：再資源化します）推進に基づき、マイバック持参、レジ袋辞退運動に協力すること。

二 縦覧期間

平成二十二年九月十四日から平成二十二年十月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター